

去る程に我が増遣隊の天津に達するや、列国軍は大いに力を得、直ちに進んで北倉、楊村の諸地を抜き、將に北京を衝く・状勢となつた。これより先七月十一日、在本邦清国公使は清帝よりの親電を齎して青木外相を訪ひ、その執奏を請うた。要は杉山書記生の殺害に対する深厚の悼意を表し、かつ北清騷擾の現状を奏聞して清国のため外国と親和的協定を遂ぐることに關し勸諭を勞せられんことを祈望するものであつた。明治天皇には、清国政府に於て迅速に匪徒彈圧に力め、使臣救護の実施を表せば、他日各国と商議の際日本は清国の利益を擁護するを辭せずとの勸旨を復電せられた。欧米各国駐劄の清国公使もまた任国元首に對し、友好的国交の継続と和親恢復の斡旋を希望するの意を披瀝せる清帝の親電の執奏方を任国政府に請うた。各国政府中には、我が国と大同小異の回電をしたものもあり、しなかつたものもあつた。独国外務大臣は在北京各国使臣及び在留外国人の生死判明せず、独国公使の虐殺に對する贖罪未だ決せず、かつ清国の今後の行動が國際法及び人文開明の度に準拠すべしとの充分の保障なき限り、右親電を独帝に捧呈する能わずとの口上書を清国公使に交付してその執奏方を拒絶した。當時清国政府は、列国公使の一時天津に退去し、かつ聯合軍の北京進軍中止を切望するの状ありて、殊に聯合軍にして北京に進軍せば北京の外国人は虐殺に遭うの虞もあつたので、我が政府は八月十日をもつて各国政府に對し、清国政府がその官兵及び匪徒を聯合軍指揮官の命する地点まで退去せしめ、かつ外国公使及び居留民を天津へ護送するに必要な聯合軍隊を自由に北京へ通行せしむるを條件とし、談判開始迄の一時的処置として、一定の期間休戦を承諾すべき旨を關係列国より清国政府に通牒しては如何と提議した。露、伊、米三国政府は直ちにこれに同意を表し、独国は不同意に傾いた。然るにその間に於て聯合軍は八月十二日をもつて通州に達し、十三日我が先鋒隊は定福庄附近へ前進し、次で我が軍は通州、朝陽門街道以

北露軍はその以南、英米軍は更にその以南に位置して北京攻撃に移り、十四日の未明我が軍は朝陽門に達し、同夜一隊は東直門を、次で一隊は朝陽門をいずれも爆破して城内に突入し、十五日払曉、公使館区域に到着し、久しく重圍の中に在りて彈丸既に尽き、糧食漸く絶えて命旦夕に迫れる列国官兵は辛うじて救助せられた。清帝及び西太后は既に遠く西安に蒙塵していた。

第二節 善後折衝

北京陥落と共に列国の軍事行動は終末を告げ、舞台は一転して清国政府に對する善後外交の初期に入つた。この際に方り、劈頭第一に自国の立場を宣明したものは露国であつた。これより先八月四日、牛莊附近に於ける露清兩國兵の衝突を機会に、露兵は直ちに營口を占領し、税関に露国旗を掲げ、翌五日アレキシエフ中將は大沽より軍艦にて入港し、直ちに露国仮民政庁を設置し、在營口露国領事を民政官に補した。そして露国政府は「牛莊占領は一時的措置で、事情の許す限り速かに撤退すべく、露国は満洲を永久に占領するの意思なし」と宣明した。同月十五日、北京は聯合軍の手に落ち、次で講和の新局面を迎うるや、露国は同月二十五日、列国政府に對し一片の通牒を發し、露国政府は (一) 列国間に共同一致を維持すること、(二) 清国に於ける従来の政態を維持すること、(三) 清国分割の傾向を有すべき一切の措置を排斥すること、(四) 列国の協力により清国内の安寧秩序を保持し得る正当政府を北京に復興せしむることの主義を述べ、かつ露国は他の列国の行動によりて妨げられざる限り、その軍隊を撤退せしむるに怠らざるべきこと等を宣明した。

露国が「清国に於ける従来の政態を維持すること」といふ、また「清国内の安寧秩序を保持し得る正当政府を北京に復興せしむること」といつたのは、その真意従来露国に許与するに幾多の特典を以てしたる西太后の旧政府を復興せしめ、これをして将来も露国の意図に従わしめようと欲するもので、また露国軍隊の撤退のことをいえるは、自ら撤兵の主唱者となつて恩を清国に售り、その報酬として独り清廷との間に潜にある種の要求をなすの素地を乍らんと意図するに外ならなかつた。殊に露国が右の通牒に於て、将来に対する保障を清国に要求することについては、一言隻句も言及してないのは、列強がこれを清廷に要求するを俟ち、弱者を扶くるの美名を藉りて陰然清国を援け、これを懐柔して己の欲するところに順応せしめようとしたものと解せられた。小村は露都にあつて露国外相から右通牒の要旨を聴取するや、同外相に対し一己の私見として「現下の状態にありては北京の引揚げは露国の希望するが如き結果を生ずるを期し難きのみならず、却つて清国の平和に対する重要な誘因を除去するものであるから、談判の開始を大いに遅延せしむるに至るべし」と述べたのは至当の觀察であり、殊に小村の八月三十日発の青木外相あて電報中に「本使の所見にては、本問題に対する露国政府の決意は、事変前に成立したるものと察せらるゝ清廷との親交を恢復し、かつ外国との共同動作の範圍を成るべく縮小せんとするの希望に出でたものゝ如し」といつてゐるのは、確かに中つてゐる。事実当時の状態を見れば、北京陥落後日なお浅く、匪徒未だ全くその附近を去らず、また太原府に蒙塵した清廷の意も未だ容易に計られないものがあつたから、時機未だ軽々しく聯合軍の北京撤退を許さないのである。仮に清廷に講和の意ありとしても、列国は背後に兵力を擁しなければその所望を貫徹することは到底出来ない。されば仏国の外は、我が国を初め英独米諸国悉く未だ北京を撤退する時機でないとして、露国の提議に応じなかつた。

清廷にあつては、端郡王、剛毅等が太原に遁れると共に攘夷党の勢力は頓に衰え、廟議は講和に傾き、清帝は北京の陥落に先だち八月七日に上諭を發して李鴻章に講和全權大臣として列国と交渉すべきことを命じた。八月十一日、李は伊藤樞相に一書を裁し、在上海日本総領事にその電送を求めた。文に曰う「伊藤侯爵閣下、国有大難公必鑒隣、弟奉派全權大臣、令与各国外部会商、貴邦唇齒相關、公与鄙人患難交情非同恒泛、如能奏派公為全權、來商一切、並調和列邦早定和局、俾我國蹶而復興、尤所感盼、敬頌大安、李鴻章拜啓」と。伊藤これに回電して曰う「閣下欽命至難、曷勝臆念、竊擬於事体可行之限内、遙効微力、惟貴国政府、屢次延宕、遂不能於外軍未交迫北京之前、敏活弁理一切事宜、每一念及、良用痛憾、如將來弁法、予与閣下、旧交至誼、閔切殊深、至願臨時電商、以貢寸誠、伊藤博文」と。伊藤は旧交至誼に顧み、臨時電商もつて寸誠を貢すべしとの友情を表して酬いたが、列国使臣の多数は李からは北京陥落後しばしば休戦を請われ且つ講和の開談の提議を受けたが、彼等は李の位地勢力を疑つており、又排外派の領袖がなお政府に留まり、かつ両宮は董福祥等の掩護の下に山西に播遷してゐる有様であるから、右上諭の真偽を疑ひ、李の提議に信を置かない。英国政府は、李にして正当の委任を受けてゐる限り、これを拒むの理由はないとの意見であつたが、独国は初めより李をもつて正当の講和委員と認めない態度を執つた。我が政府は隣邦の友誼上、八月二十五日をもつて李に対し、清帝に奏上して李の外更に慶親王その他平和党の有力者を講和委員に加えるに於ては、列国をして和議の開談に同意せしめるの捷徑たり得るだろうと勸告した。李は大いに我が好意を謝し、この趣旨をもつて清帝に電奏した結果、改めて慶親王、李鴻章、兩江總督劉坤一、湖広總督張之洞の四名を全權委員とするの上諭が出た。但し劉と張とは各任地に留まり、電信書信で商議に与かるに過ぎない。

李は九月十四日英国汽船で上海を発し、塘沽より露兵の護衛の下に二十日天津に着し、露兵の捕虜のようになって二旬を同地に送つた末、十月十一日漸く北京に入つた。清廷はその少し前の九月二十五日、元兇所罰の上諭を発して列国に謝罪の意を表し、翌二十六日清帝よりは我が明治天皇に親電をもつて杉山書記生の惨殺に対する弔意を致し、併せて和議のために尽力を請い、又独帝へはフォン・ケッテラー公使の遭難を陳謝し、有司に命じて親しく祭祀を行わしむべきことを通じた。独帝にはその謝辞を受けず、大罪彼の如きは祭祀に依つて贖い得べきにあらずと返電した。とにかく清帝は、一方に於ては恭順の意を表し、他の一方に於ては講和全権委員を命じて講和の開談に当らしめ、別に攘夷党の莊親王、端郡王、剛毅、趙翹等は太原府に留め、もつて講和を妨害することならしめるの措置に出でた。

転じて列国の態度を見るに、その多数は清帝が既に北京に全権委員を派して講和を請い、又元兇所罰の上諭を発し、日独両国には特に親電を致して悔悟の意を表したのを諒とし、慶親王及び李鴻章の講和全権委員たることを承認し、漸く談判の開始に着手せんとするの段となつた。当時我が軍隊は、その一部を北京に留める外既に凱旋の途に就いたが、露国は却つて進んで吉林及び奉天を占領し、十月十三日露帝は詔勅を発して、(一)直隸省駐屯軍隊並びに第三、第四、第五の各旅団は戦時編成を継続すること。(二)滿洲駐屯軍は、指揮官に於て必要と認めるものは戦時編成を継続することを命じ、もつて後日の滿洲活動の素地を作つた。当時小村が露国の政策に関し露都から政府へ致した報告は、北清事変に関し露国政府の執つた措置、滿洲に関するその企図、我が国に対するその態度等を尽して余蘊なく、その觀察は後日概ね適中した。露国の侵略政策は發展して滿洲問題となり、遂に干戈の解決に俟たねばならぬことになつたのである。

これより先、仏国政府は、十月四日列国政府に対し、講和の基礎條件として、(一)北京に於ける各国代表者の指定する犯罪首魁者を処罰すること。(二)清国に兵器輸入の禁止を維持すること。(三)各国政府、団体、及び個人に相当の賠償金を仕払わしむること。(四)列国公使館保護のため北京に常置護衛兵を組織すること。(五)大沽砲台を破壊すること。(六)北京天津間の二三地点に守備兵を置き、もつて北京より海浜に赴かんとする各国公使及び海浜より北京へ往かんとする列国軍隊のために通路を自由にする、の六項目を提議した。

この提議に対しては、列国の多数は大体同意を表したが、我が国は一二の修正意見を提出した。すなわち右の(二)に「兵器輸入の禁止を維持すること」とあるは永久に兵器の輸入を禁止するの意とすれば、清国をして外国人の生命財産を保護すべき條約上の義務を全うせしめることも難く、かつ清国当然の責務である平和秩序の恢復及び善良な政府の再興維持を計らうとするの趣旨と相容れない感あるのみならず、清国にその責務を尽すを得ないとの口実を与える虞がある。また(四)の「各国公使館保護のため北京に常置護衛兵を組織すること」の一條も、言語習俗を異にする各国の兵を集めて一部隊を組織するというのは、その実行上困難であるから、寧ろ各国協定して相当の守備兵を各自その公使館に置くこととして如何、というにあつた。仏国はこれを容れ、(二)に「列国間に協定すべき條件に依り」の文字を加え、(四)は我が意見を採り、各国もこの修正に同意した。同十月十六日、清国に関する英独協商が出来た。これと前後し我が国の提案した「対清商議の基礎となるべき一切の提議及び要求は先ずこれを在北京関係列国代表者協同の審査修整に附すべし」との議は、各国政府の賛成を得た。

右の仏国案は後日のいわゆる連名公書の基礎となつたもので、列国使臣會議はこれについて数回の會議を重ね、そ

の間に於て(一)の元兇処罰に關しては「清曆八月二日の上諭をもつて清国にて指名したるもの及び毓賢並びに董福祥を死刑に処すべきことを最後通牒として要求し、他の違犯者名簿は追つてこれを調製すべきこと」を決議し、右の「最後通牒」とは普通の意義でなくて「不可改易」の意義とするの解釈を一定し、(二)の兵器輸入禁止に關しては「列国間に協定すべき條件により兵器の輸入を禁止すること」を可決し、而して英国公使の提議に依り、右禁制品中に兵器及び彈藥製造に必要な材料を包含せしむることとし、(三)の賠償に關しては、賠償を受ける権利者中に「外人に雇使せられ居りたるがために晩近の事変中身体若くは財産に損害を蒙りたる清国人」を包含せしむべきことを決議し、(四)の常置護衛兵に關しては「各国は各その公使館のために常置護衛兵を組織し、かつ防禦し得べき情況の下に同館所在の区域を定むる權利を有すること、清国人はこの区域内に居留するを得ざること」と修正し、(五)の大沽砲台破壊に關しては「大沽砲台並びに北京及び海浜間自由交通の妨碍となるべき諸砲台はこれを破壊すること」と修正し、(六)の京津間軍事占領に關しては「北京及び海浜間の自由交通を維持するため列国間の協議により決定すべき某地点を軍事的に占領するの權利を有すること」と修正し、以上八箇提案に係る事項の外さらに(一)、清国各市に(イ)義和團徒たることを禁止し、犯す者は死刑に処すること。(ロ)犯罪者に當るべき諸罪科を指示し、中に外国人の殺害せられ若しくは虐待せられたる諸市に於ける科挙の中止を加うることを、の事項を包含する上諭を發布せしむること。(ハ)清国は故独国公使の虐殺に對し哀惜の意を表明するため伯林宮廷へ特派大使を差遣し、かつ北京に於て清国語及びラテン語の銘を刻したる記念碑を建設せしむること。の二ヶ條を協定し、次で更に(一)、清国政府は外交事務の衙門を改革し、かつ外国代表者の謁見に關する宮廷の札式を列国の指定する趣旨に依り變更すること。(二)、汚辱せられたる外国墓地若しくは各国

墓地、及び破壊せられたる墳墓の所在地へは、清国政府に於て恰く贖罪の記念碑を建設すべきことを挿入することゝなつた。かくして列国使臣は、右協定事項に關する語辭形式等を審査したる末各本国政府の訓令を求め、その結果使臣會議に於て更に多少の加除修正を行い、ここに十二カ條の講和條件を確定した。

この講和條件を清国政府に對し各国より同文公書をもつて各別に提出するか、或は連名の一公書をもつて提出するかは問題となつたが、結局一通の連名公書をもつてすることとなり、十二月二十二日列国使臣これに連署し、同月二十四日筆頭の西班牙公使からこれを清国全權委員に交付し、速かに西安行在の皇帝に電奏して勅答を得ることを要求した。その連名公書は、後日最終議定書として確定せられたものと大体同じであるから略する。

北京講和會議は連名公書の提出をもつてその第一期より第二期に移つた。恰もその頃、小村は露国から帰朝し、転じて清国駐劄の命を拝し、滯京一週日にして赴任の途に上り、翌三十四年一月六日北京に入つて西公使と交替した。小村は短かい滯京期間中首相の伊藤博文と面語したが、その折伊藤首相は義和團事件の爾後交渉に於て我が国がコンサート・オブ・パワーズに入れるかどうかを懸念していたと、小村に語つたといふ。當時に於ける我が国の國際的地位は伊藤をしてかかる疑念を抱かしむる程度のものでしかなかつたのである。講和會議の第二期は小村の活腕をもつて幕開けとなつた。

清国全權委員は、小村の北京に着任した一週日前、即ち十二月三十日、要求十二カ條に對し大体承諾の旨を回答し、踰えて数日、更に細目の條項を覚書に具してその討究を要求した。使臣會議は審議の末、清国側が右の細目覚書に於て既に承諾を表示したのはそれをもつて確定議とし、質問に對しては列国側の説明をもつてこれまた確定議と

し、随つて討議の問題となつたのは、清国側の希望に係る若干の項目に過ぎなかつた。その中で主要なものは、元兇処罰及び償金支払に関する問題であつた。

先ず元兇処罰問題につき独国政府は、元兇の処罰及び引渡しに要求に關し当初極めて強硬の態度であつたが、我が政府は、元兇の処罰に關しては独国政府と所見を同うしたが、その引渡しについては実行不可能として不同意であつた。列国も多くは我が国と同一の意見であつたから、独国政府は程なく元兇引渡しに提議を撤回した。

九月二十五日、清帝は上諭をもつて莊親王、以下五人の爵位を褫奪し、その官職を罷免し、端郡王は寬典をもつてその現に奉ずる諸官職を罷免し、俸祿を停止する旨を公表した。北京使臣會議は右所罰者の範圍、刑罰の程度及び執行形式如何に付て決議し、さらに「清廷が清曆八月二日の上諭をもつて指名したるもの、及び外国代表者が指定したる毓賢及び董福祥を死刑に処すべきを要求し、他の犯罪者名簿は追つてこれを調製すべし」という決議をもした。然るに死刑指定者中には、皇族その他高位顯職の人々があるので、清国政府が果して右要求の全部を承諾出来るかどうか疑わしく、強いて承諾せしめようとすれば清国内の大騒亂を惹起するの虞もあるから、到底実行不可能となるべく、その結果として清国に於ける外国の利益を障害すると同時に、清国をして国難を招くような措置を行わしめるの危険もある。それで我が国は、右の考案拋棄の得策なることを各国代表に説いてその反省を求めた。その後幾多の折衝あつた末、清帝は翌三十四年二月二十一日の上諭にて莊親王には賜死、毓賢は斬首、端郡王及び瀾公は新疆に終身禁錮、剛毅は死刑に該当するも既に病死せしにつき問わず、英年及び趙舒翹は自殺、啓秀及び徐承煜は斬首、との宣告を下し、列国代表者は右の処罰に満足する旨を清国側に声明した。

右にて中央の元兇処罰問題は解決したが、地方元兇の処罰については、使臣會議は元兇十名を死刑に、九十九名を貶黜に処すべき案を討議し、露国公使の外、他はいずれもこれに賛した。由来露国は、元兇処罰には寛大の態度を持ち、恩を清国に售らうとするに汲々たるの状があつた。殊に露国は当時滿洲に關する要求について漸く鋒鏑を現わそうとし、かたがた清国の感觸を害するの不得策を感じたやうで、列国と一緒に地方元兇の処罰を要求することを避けようとしたのも怪むに足らない。当時倫敦タイムズが、「この賄賂は贈賄者及び収賄者雙方の本色を遺憾なく顯表したるもの」と論評したのは、穿ち得たものである。小村は政府に対し「我が国は本問題には深い利害關係を有せざるも、元兇の処罰はその京官たるも地方官たるを問わず、さきに連名公書採用の際主義に於て既に全会一致をもつて可決せられ、かつ清国委員に対し地方元兇の処罰は追て要求すべき旨を言明したのであるから、本使は今日に至り他国代表者と分離すべき何等の理由を認めず、仍て本使は従来の意見に遵由し、列国代表者の多数と協同の行動を為すを適當と思考す」との意見を具して訓令を請ひ、政府はこれを是認し、露国を除いた他の各国代表者の協議通りに落着した。

賠償金問題は講和條件中の最重要問題で、かつ最難の問題であつた。賠償の請求をなすものは十一カ国の多きに上り、そして各自の利害は種々の關係に於て相異なるものあつたのみならず、現に蒙つた損害の程度も同じでなかつたから、その多寡、標準、賠償方法等に一致を見ることは容易でなく、殊に露国の如きは、その清国に關する事情は全く他列国と異り、今次の事案によりて露国の蒙つた損害は他の列国の比でないで、對清要償は目下列国と共にこれを提起するの要なく、暫く時機を俟つて清国に對し直接单独に談判するを有利と見ていた。されば當時なお露都に

在つた小村は、三十三年の十月、この状況を電報し「我国は北京の講和談判に於て損害の单独若しくは聯合の行為より生じたと、はたその性質及び地方の如何を問わず、列国の要求は一切之を綜合して調査せんことを主張し、もつて露国の单独談判の画策を防遏すべし」との意見を夙に稟申するところあつた。

露国のかく单独行動を試みようとするの態度に加え、同年末北京の使臣會議に於て賠償金の原則問題の起つた際、他の列国も相競うて任意の償金を要求し、その総額四億六千万兩の巨額に上つた。清国果してその負担に堪え得るや否やの疑問をも生じ、随つて清国は列国の要求する償金額を支払い得るや、如何なる財源に依るべきや、その担保は如何、担保の管理は如何、その他支払期間の長短等に関する諸問題も続出した。ここに於てか使臣會議は審議の末、四億五千万兩の額をもつて清国の負担し得べき最高額とし、各国の要償額中削減し得べきは削減して総額四億五千万兩に切り詰め、各国の損害申出額に按分してこれを配当することに決定した。我が国の要求額は当初五千七百万兩すなわち三千五百万兩であつたけれども、右按分法に依り實際領収すべき額は三千四百萬兩すなわち四千八百万兩に減じたが、政府は清国財政の実況と列国協調の必要とに鑑み、この配当額を是認した。しかし各国の配当額の支払方法如何は、清国の財政状況と相對的に考慮すべき重要な案であつた。

小村は北京着任後これに關し二月十日をもつて、(一) 償金は五朱利附の公債証券をもつて支払わるべきこと。(二) 列国は最近五カ年間歐洲の金融市場に於ける類似の清国証券の平均価額をもつて右証券を受諾すること。(三) 年々の元利償却は内地關稅の收入及び海關(外國管理の下にある)に於ける増加收入をもつて支払うべきこと。(四) 輸入税に於て五分、輸出税に於て二分五厘を増加すること。(五) 現行の關稅目中無稅品目を廢止すること。(六) 輸入品及び

輸出品に對し賦課し來れる釐金税、落地税、その他の内地税金及び取立金は一切免除すること。(七) 海關に對する現今の外國管理法は清國固有の稅關(水陸共)にも及ぼすこと。(八) 通過税を廢止し、阿片に對する釐金税はこれを存続すること。(九) 輸入税及び輸出税はこれを從量税に改むること。(十) 利子または元金の償却支払を為さざる場合には、列國に於て一切の稅關を共同管理の下に置くべき權利を有すること。以上の意見を具申した。

この意見は大体に於て政府の是認を得た。かくして賠償問題は使臣會議に上り、同會議は大要左の八カ條の原則を立てその採択を各本國政府に稟申した。

一 今次の騷擾より生じたる直接及び近接の結果に非ざる損害に對しては、その賠償を要求するを得ざることを。

二 要求するを得べき賠償は(甲) 國家に對するもの、(乙) 団体、会社、及び個人に對するもの、(丙) 外國人に雇使せられおる清國人に對するものの三種に類別すること。

三 賠償の要求はこれを要求者所屬國の代表者に提出すること。國際的性質に係る要求はこれを外交團長に提出し、外交團長これを清國政府に提出すること。各國代表者はその所屬國民より提出したる要求を審査し、その金額の概算を立て、内訳又は説明を與ふることなくして總額の支払を清國政府に要求すること。

四 損害額は出來得べきだけ被害者を該事變なかりし場合の情況に回復するよう見積ること。またその金額は如何なる場合に於ても、民事には五分以上、商事には七分以上の利子をもつて増加せしむるを得ること。

五 軍事徵発のために団体、会社、及び個人が蒙りたる損害に對しては、該軍事當局者所屬の政府直接にその仕払の責に任ずること。但し、該政府はその払戻を清國政府に要求するの權利を留保すること。

六 損害については、充分の証憑をその要求の提出を受くる國の代表者に提供すべきこと。

- 七 賠償金は海關兩をもつて計算すべきこと。
- 八 以上の各原則は一切の賠償要求に適用すべき賠償標準とすること。一切の賠償はその権利者に仕払わるべく、但し権利者は本件につき何等の論議又は抗争を挟むを得ざること。

列国政府はいずれもこの原則を賛し、我が国は若干の補足的注文をしたが、大体に於ては他列国の賛成を條件として右原則を是認した。

三月二十四日の使臣會議は、更に清国財源調査のため委員を設けることに決し、小村と英独仏三国公使はその委員となり、爾來数次相会して意見を交換し、各所見を覚書として提出し、又サー・ロバート・ハートの意見をも徴した。特に小村の覚書は、清国政府の關稅收入の実況を叙して詳細なものであるから左に之を録する。

覚書

清国より要求すべき償金は債券を以てするか又は外債の救助を以て之を支払ふこととするも、第一に解決を要する問題は、償還の担保に供用せらるべき財源如何にあり。之に關しては、實際未だ存在せざる予期的財源の如きは、全然之を度外に措かざる可らざることに殆んど弁を俟たず。而して清国の内政に干渉すること無く、若くは各省の財政的地位を真に虚弱ならしむること無くして何等の外国監督に附する能はざる財源は、相當の注意を加へて出来得る限り之を除外せざる可らざることも亦明に必要とす。何となれば右等の効力の充分なることは、清国に於ける外国人及び外国貿易に対し適當の保護を全ふるに緊要なればなり。而して上述諸点の重要な鑑みれば、完全に一切の要件に投合し得る所の財源は唯だ二種あるのみ。常關の收入と海關の收入是れなり。

一 常關の收入

最近の公報に依れば、内地稅關を除き常關の總收入は左の如し。

大平關	一四六、一〇〇
粵海關	二〇一、八〇〇
閩海關	二〇一、一〇〇
浙海關	二九、〇〇〇
九江關	三〇三、二〇〇
蕪湖關	一三九、二〇〇
江海關	三七、二〇〇
永州關	四一、四〇〇
淮安關	五一、二〇〇
通海關	三六、六〇〇
天津關	六五、一〇〇
山海關	一一八、三〇〇
總計	一、三七〇、二〇〇

然れども該額の実収額よりも遙に小なることは一般に信ぜらるる所にして、稅務行政の法を改良するときには客易にその總收入を尠なくも五百萬兩まで増加し得ること毫も疑なきが如し。此の歲入の徵收を所要の外国監督に附するは、甚だ簡單の方法にて行ひ得べきものにして、即ち海關の現行行政法を常關に適用するにあり。

二 海關の收入

海關の收入は清国現存の外債に対する抵当となり居るを以て、之を担保品に供用するには、現行稅率を變更するに非ざれば得べか

らず、而して其の変更は、一切の輸入品に対し差別を設けずして輸入税を一割に増加するにあり、一八九九年に於ける清国輸入総額は二六四、七四八、四五六兩にして、輸入税徴収総額は八、四三七、四七一兩なり、而して現行輸入税平均課率は約三朱なり。一八九九年の統計を計算の基礎とするときは、改正税率に於ては輸入税は二六、四七四、八四五兩となり、之より現行税率の輸入税総額八、四三七、四七一兩を除去するときは、関税収入の純増加額は一八、〇三七、三三四兩となるべし。此の計算に於ては無税品を斟酌せざると同時に鴉片に就ては其の釐金を現在の儘に為し置き、尙ほ其の関税を増加せんとする積りなり。現行税率に於ける無税品目中には、文明国に於て孰れも最も重く課税する数種の物品を包有するを以て、同品目は実に廃止せざる可らざるものなりと切言するも不当ならざるべし。鴉片に就ては左の如く増税するも、内国産鴉片との競争上之を甚しき不利の地に置くことなかるべしと信ぜらる。何となれば該鴉片は、内地の財政庁が避く可らざる収入減少を償ふために増税すべき国産の一なればなり。斯くして若し将来十年間、清国の各年輸入総額の平均価格と見做ことを得べき一八九九年の額を以て基礎とするときは二三、〇三七、三三四兩の歳入は之を釐金の弁済に供用することを得るに至るべし。然れども輸入品の負担増加に関する何等の方案も、該品に對して代償的利益を与ふるに非ざれば之を実行する能はざるべきことを明に含み置くを要す。輸入税を増加するには、輸出入品に對し釐金終尾税其の他一切の内国税課を全然免除するを以て其の必要条件とせざる可らず。輸出入品に對し釐金を廃止するより生ずる歳入の減少は、諸省の財源に影響すること他の緊要なる収入の途を失ふが如く甚しからざるべし。輸出入品に對する釐金の現額は之を確知するの資料なしと雖も、清国の全貿易の巨大なるに顧みれば、輸出入品に関する限りに於て釐金は内外一切の貨物に課する総税額に對し比較的僅少の部分の占むるものとす。現行の出入通過税は、輸出入品の釐金廃止の自然の結果として之を廢止せざる可らず。

右の提案にして賛成的證議に附せらるゝときは、從価税を實際出來得る限り其れに相當の從量税に交換すべき標準を定むること必要なるべし。而して斯かる交換を爲し、且輸出入品に對する各種の内国徴課の實際廢止を遂行すべき方法を計画する爲め、委員會

を組織することを得策とす。然れども新税率は、該委員の事業完成を待たずして之を実行することを得べく、且其の間從価率によりて徵税せざるを得ざるべし。

釐金支払の方法に關しては、外債に由ること其の他の支払計画よりも良策なるを斷言するに躊躇せず。然れども清国の現状に於ては、假令如何なる担保を提供するも、列国の保障あるに非ざれば外債の計画は到底行はるゝことを得ざるべし。若し列国にして連合保障を給するの意なきときは、債券の形式を以て年賦支払を爲すの外他に途なかるべし。尙ほ本件に就き討議すべきことは、釐金支払の方法に關し最終の決定を得るまで之を猶予すること便宜なるべし。

一九〇一年三月二十八日

小 村 壽 太 郎 (手 署)

財源調査委員會は一ヵ月余りにしてその業を了えたが、その成果の要領は左の如くであつた。

一 賠償金総額

概算六千五百万磅とす。但しこの中に包含せらるゝ占領費用は七月一日迄の分に止める。

二 支払方法

(甲) 清国のみの信用による起債、(乙) 各国共同保障に係る起債、(丙) 証券の支払、以上三種の方案について委員會は甲案に依り一時に起債せんとするは客易ならずと認め、乙丙案の利害得失は各本国政府の判断に委することとする。

三 起債方法

各国にして保証の位地に立つに於ては、六千五百万磅の釐金に對して七千万磅限りの公債を起すをもつて充分なりと認む。その利子は四分として千八百万兩、四分五厘として二千兩となるべく、元金の償却は、担保に供する歳入にして現実に増額するに至る迄これを繰り延ばすものとする。

四 財 源

(甲) 現行の関税収入及び外国人監督の下にある釐金税より生ずる剰余金、この金額百五十二万二千両、(乙) 従来の免税品をも含める一切の貨物に対し五分迄の平準率に輸入税を増加する。但し阿片及び穀類はこの限にあらず、この金額二百五十万両、(丙) 内地関税収入、この金額三百万両、以上合計七百二十万二千両。

前記の支途に必要な金額に応ずるには、なおこの上千万両を要するから、委員会は財源の追加案として輸入税を一割迄増率するか、はた現行の塩税によるかを研究したるも、その取捨の意見はこれを表白しない。

この償金総額は、使臣會議に於て審議の末、結局これを清貨四億五千万両と決定した。その中最も多額を要求したのは露国であつた。露国は北清に於ける損害を巨大なりと論じ、最高額の要求をした。これに次ぐものは独国で、これは同国が事變平靜後なお無益の大兵を北清に送つたことに基因する。以下仏、英、日、米の順位となり、伊、奥、白さらにこれに次ぎ、最少額は蘭国であつた。

賠償金の支払方法、起債方法、財源の三者は、各国政府間に幾多の交渉を重ねたる難問題で、随つて小村の折衝も尋常でなかつた。五月二十五日の使臣會議に於て、英國公使は「(一) 輸入税の五分以上の増加は、連名公書第十一條に指示したる諸問題の満足に調整せらるゝにあらずんばこれを肯ぜざること。(二) 清国外債の合同保証には加わらざること。(三) 証券支払の場合には、その証券の利子は年四分とすること。(四) 財源は塩税、内国関税、並びに阿片及び米以外の一般輸入品に課する税を増加して実価五分の輸入税とすること。(五) 清国より現金を受け取りてこれを關係各国に分配するため共同委員を設置すること」等を提議した。米國委員は共同保証に不同意を表し、また輸入税の増

率は、有償條件あるに於ては一割ないし一割五分の増率にも異議なきが、無償條件なるに於ては実価五分の増率案にも同意し難く、また証券案については三分利附証券を額面通りにて受諾すべしと述べた。露國公使は償金の証券支払案及び財源の塩税案共に反対した。爾後数回の會議の間に於て、これ等の諸点に關し意見の一致を見たるものあり、見ざりしものもあつた。小村は五月二十七日の報告中に於て「露國は共同保証説を貰かんと熱望する唯一の國であるから、結局讓歩して証券支払案に賛成するに至るべしと思はるゝが、若しこの証券にして英國の提案の如く四分利附のものとなれば、我が國は單獨保証にては額面にてこれを売り出すこと能わざるが故莫大の損失を蒙るを免かれなす。利子を五分に高めばもつて損失を免かれ得べきも、列國は同意せざるべきを恐れる。故に唯一策は、我が要求総額に対する利子を五分利附とするのと同様の額に達するだけに追加証券を領得するにあるべし」との所見を述べ、「政府これに賛成せば、本使は証券支払を受諾するに臨みこの意味を聲明すべし」といい、これについて訓令を請うた。

當時我が國にあつては、桂内閣は新たに成立し、小村は追つて帰朝の上外相の職に就くこととなつたが、この時に方元兇処罰問題は既に解決し、賠償金問題は前述の如く漸く粗より細に入つた際で、列國間の協調を期する上に於て幾多の曲折波瀾はますます小村の手腕を藉るのてなければ容易に解決し難い状態であつた。桂新内閣は小村の前述の請訓を是認したので、小村は六月十五日の使臣會議に於て、議題の支払方法の件に移つた際を機とし「証券にして四分利附のものとなれば、我が要求総額に対する五分の年利と同額の利子を生ずべき元金より少額なるものは、即時償還を基礎として計算したる我が要求額と同価物と認むる能わす」との意を聲明し、同月二十一日、小村はこれに關する覺書を使臣會議に提出して同僚の考慮を求めた。

本使の調査し得たる所に換れば、日本公債の倫敦に於ける既往五箇月間の平均相場は七九・一八にして、五月八日以後は絶へず七八以下にあり、同五分利公債の東京に於ける普通相場は八六・二〇なり。故に日本公債の利子歩合は内外共に五分以上にありとす。

日本の要求額は即時払を基礎として計算したるものなるが故に、若し四分利附清国債券にして仕払はるゝこととなりては、日本は其の七月一日迄の計算たる五千〇〇七万四千円の要償額に対する利子にて現に少なくとも一分の損失を蒙るべし。故に四分利附債券にて賠償金を償却するものとせば、日本の要償額は以上の五千〇〇七万四千円に要償原額の一割七分七一三即ち七百八十六万八千三百四十七円を加算し、五千七百九十四万二千二百四十七円とせざる可らず。此の加算額は一元を〇・七一〇五海關兩替とし、五百五十九万〇三百八十九海關兩となるものとす。

一九〇一年六月二十一日

小 村 (手署)

各国代表者の多数は右の意見を諒とし、殊に我が国が大兵を聯合軍に供給して北京を救援した大功に鑑み、我が要求に賛するの色もあつたが、中には我が要求に倣つて同様の割増要求をしようとするものがあり、一たび我が要求を容れれば他国の要求をも容れねばならぬので、結局各国はその配当額に一層の大減を加えられるだろうと憂惧するものもあつた。列国中には我が国に同情を表する余り、或は我が領収すべき清国債券を額面若しくは九割以上の価格でその市場に売り出すことを斡旋し、或は自国の領収すべき債券の一部を我が国に転交し、もつて損害を填補せんとまでの好意を漏した国もあつたが、小村は権利として要求すべきものを恩恵として受領するは国家の威信に鑑みて得策ならざるのみならず、外交運用の自由に幾分の影響なしとせずとの見を持し、我が政府は割増要求を一時留保した。そ

して別に露国の満洲占領を阻止するの目的をもつて、清国政府をして債務支払未了中は単独に領土的若しくは財政的利益を一外国に許与せずとの約束を為さしむる新提案をも考慮したが、当時英国は満洲問題に對する方針未だ確立しておらず、よし確立したとしても、独国の援助なければこれを実行するに傾かず、而して独国は満洲問題に對して痛痒相關せずとする態度を既に声明したるに顧み、かかる新提案が列国の同意を得るの望甚だ薄かつたので、遂にこれが提出を差し控えた。当時政府から小村への累次の電訓中には「本件に關する臨機応変の措弁権は全然之を貴官に附与す」「政府は貴官が我が權利々益を擁護するに於て全力を尽さるゝを知るが故に、本件を一に貴官の裁量に委す」といふような語のあつたのは、如何に当時桂新内閣が小村に全幅の信任を置いていたかを証するものである。その他賠償金はこれを七月一日迄の計算で打ち切ること、その支払は証券によらしめること等に関しても、小村の意見は逐次使臣會議を制し、程なく最終議定書の草案成り、多少の修正の加わつた上、八月十六日全部確定した。

かくして元兇処罰及び賠償金の二大問題は解決した。これを外にしては、清国政府は独国公使の遭難に關し謝罪の意を表するため伯林へ特派大使を派遣すること。同公使の遭難の場所へ記念碑を建てること。我が杉山書記生の遭難に對しても同様の措置を執ること。外国人の殺害又は虐待せられた總ての市邑に於て五カ年間科挙を廢すること。外国若しくは各国共同墓地にして汚濁せられたはその所在墳墓の破壊せられたものには各贖罪の記念碑を建設すること。二カ年間火器の輸入を禁止すること。列国は各その公使館のために常置護衛兵を組織し、かつ公使館所在区域を防禦の状態に置くの權利を有すること。大沽砲台を削平すること。首都海浜間の自由交通を維持するがためにある地点を占領すること。排外的団体に加入するものを死刑に処すること。總督巡撫たる各省地方官吏はその管轄内に於て

排外的紛擾再発し、またその犯罪者を処罰せざる場合には罷免せらるべきこと。通商條約を改定すべきこと。總理衙門を改革し、かつ外国代表者の謁見に関する宮廷の札式を変更すべきこと。列国の要求條件履行と共に占領軍隊を撤退すべきこと等の問題である。この中やゝ重要視せられたのは謝罪特派と撤兵の件で、なお總理衙門改革、謁見式変更の件は小村と米國委員ロツクヒル専らこれが調査に当り、その報告に基いて確定せられた。

清國政府が連名公書第一條により獨國へ派遣する特派正使としては、醇親王がこれに當り、又連名公書第三條による我が國への特派正使としては、總理衙門大臣那桐が勅命により、九月來朝してその使命を果たした。那桐は前年の義和團事変に先立ち端郡王と共に總理衙門大臣に任命せられたので、その任命を非議する者もあつたが、小村は彼が決して端郡王一派の人物でなく、才幹また見るべきものあるを識認し、特使任命に関し慶親王より内相談ありし折これを推挙した程で、彼の任命は我が國に於て好感をもつてこれを迎えた。

北京その他直隸地方駐屯の各國軍隊に付ては、連名公書第十二條に於て清國政府が列國の満足するが如く前記の條件に遵應する迄は同地方占領の終止を予め定めることは出来ない旨を規定した。清國側は清國が既に連名公書の條件を承諾したるにより列國が右第十二條の撤兵を実行するよう希望したけれども、各國使臣はこの要求に考慮を与うると否とは、一に清國政府がその承諾せる諸條件を履行する決心を行爲の上に証明する誠實如何によると回答した。同年四月十七日の使臣會議に於て撤兵問題の議題に上るや、小村は天津駐屯軍隊の擬定員数でもつて談判の進行上軍事的圧迫を清國に加ふるに充分であり、この上占領を現状の儘に継続するならば、駐兵費のために償金の総額は増高し、償金問題の解決上困難を加ふるだろうとの理由から、北京及び保定の撤兵を成るべく速に行うよう提議したが、協

定に至らないで、單に「軍隊の一部減員は既に之を行ひ得る時機に達したりと雖も、謂ゆる撤兵は清國政府が連名公書第二條及び支払方法に関し外國代表者より指定すべき一般原則を承認する迄は之に取懸ること能わず」の案文を各本國政府に稟報することゝなつた。殊に獨國は、償金問題が満足に整う迄は撤兵について何等の措置をも取らない決心をしたのみならず、兵力の声援を藉つて全局の主導を握ろうと腐心している状であつたので、小村は日本軍隊の實戦力をして獨國の態度の変更せられない限り引き続きこれを持続せしむるの要あるとし、当時我が駐屯軍減員に意ありし政府からの諮問に対し、小村は右の意見を頗る強硬に稟申した。政府も結局その意見を採用し、小村の要求せる軍隊を北清に維持することにした。然るに六月に入り、獨國政府は北京出征軍總指揮官ワルデルジー元帥の召還及び出征軍の減員を声明したので、小村はこの事情の変化に鑑み今や駐屯軍を一層減員しても差支えないとし、その所見を詳細稟申し、政府はこれを容れて四ヶ大隊に減縮した。その後各國軍隊は公使館護衛兵を除く外、最終議定書調印後の九月十七日をもつて北京より正式に撤退した。

連名公書第十二條規定の總理衙門の改革及び宮廷の儀式変更の問題に関しては、小村と米國委員ロツクヒルとが専らその調査に當つた。小村の意見によれば清國外交事務のとかく不合理で、かつ敏活を欠く所以の主たる原因は、組織その宜しきを得ないにある。すなわち当年の總理府大臣なるものは、各部尙書から侍郎に至る集合体で、その数少くも五六名、多きは十数名に達し、庸劣の徒多くその位地を占むるが故に、改革の急務は先ず多頭政治を廢するにあるべく、かつ總理衙門大臣はその權力不充分で、容易に他の掣肘を受け、責任をもつて事を断行し得ざるの弊もある。現に今次の事変に際し、一方には總理衙門、他の一方には宮廷及び軍機処との間に外交上の意見を異にし、相衝

突した事実もあり、また軍機処が総理衙門の名をもつて外国公使に公文を送したる事実もあるが如き、これが証というべく、かつ大臣の輔佐官たるものに至りても外国の事情に通ぜず、交際の要義に通ぜないがため、その言行往々妥当を欠き、ために外国代表者の詰責に会うの已むなき事例多々ある。故にそれで充分の信用と権力とを有する名門のものを選んで総理衙門の総裁とし、補佐するに二人の大臣をもつてし、外交のことはこの三人一切その委任を受け、皇帝に対してその責に任じ、そしてその部下に多少外交の知識を有するものを置き、衙門の事務を各国の通規に遵應せしめるに力めしめるを緊要とすべく、外国代表者は清国政府をしてこの大綱を確立せしむればよく、衙門の内規には敢えて干渉するを要しない。これが小村の意見の要旨であつた。

小村はこの要旨をもつてロツクヒルに諮りたるに、彼は全然これに同感を表したので、この趣旨に基いて相共に報告書を起草し、これを使臣會議に提出した。各国公使いずれも大体に於て異議なく、ただ英埃伊諸公使からは、衙門の辞は多く裁判所又は事務局に適用せられ、外交統理の官省には不適當の感があるから、戸部吏部等の例に倣い外部と改称せしむべしとの論も出た。小村は衙門の辞は総て公務を掌管する官衙を意味し、かつ同衙門は大清会典の規定に洩れたる新設制度で、他の官省とはその称呼を異にする由来もあり、旁々必しも改称を要せざるべしとの意見を提したが、多数は改称説に賛したので、この問題は別に清国委員とも商議協定することとなり、その結果従来の総理衙門を改めて外務部なる新称呼を採択することに決定し、この改革案は同年七月二十四日の上論をもつて裁可せられ、同時に慶親王は新たに外務部総裁（総理外務部事務）に、軍機処大臣の王文韶及び瞿鴻機は会弁外務部大臣に、徐寿明及び聯芳は外務部侍郎に任命された。

外国使臣謁見の儀式変更の件については、従来とかく苦情の種となつた謁見の場所、国書親書の捧呈方、宴席、下輿地等に関し小村はロツクヒルと相議して成案を作り、使臣會議に於て多少の修正を経て確定せられた。調印せし最終議定書は左記の如くである。

北清事変ニ関スル最終議定書（明治三十四年九月七日調印）
（同十二月二十八日発表）

独逸国全権委員	ア・ムンム・フォン・シュワルツエンスタイン閣下
奥地利洪牙利国全権委員	男爵エム・チカン・フォン・ワールボルン閣下
白耳義国全権委員	ジュースタン閣下
西班牙国全権委員	ベ・ジー・ド・コロガン閣下
亜米利加合衆国全権委員	ダブリュー・ダブリュー・ロツクヒル閣下
仏蘭西国全権委員	ポール・ボウ閣下
大不列顛国全権委員	サー・アーネスト・サトウ閣下
伊太利国全権委員	侯爵サルヴァゴ・ラツジー閣下
日本国全権委員	小村 壽太郎閣下
和蘭国全権委員	エフ・エム・クノーベル閣下
露西亜国全権委員	エム・ド・ギールス閣下

清 国 全 權 委 員

總理外務部事務 和碩慶親王奕劻殿下

太子太傅文華殿大學士
商務大臣北洋大臣直隸
總督部堂一等肅毅伯 李鴻章閣下

ハ清国カ列国ノ満足スル如ク千九百年十二月二十二日ノ連名公書ニ列挙セラレ且清国皇帝陛下ニ於テ千九百年十二月二十七日ノ勅諭附屬書第一号ヲ以テ其ノ全部ヲ納レラレタル所ノ各条件ニ遵応シタルコトヲ確認スル為メ茲ニ会合スルモノナリ

第一条 甲

去ル六月九日ノ上諭附屬書第二号ヲ以テ醇親王載瀉清国皇帝陛下ノ大使ニ任セラレ此ノ資格ヲ以テ故独逸国公使男爵「フォン・ケツテレル」閣下虐殺ノ件ニ関シ清国皇帝陛下及清国政府惋惜ノ意ヲ独逸国皇帝陛下ニ致スヘキコトヲ命セラレタリ
醇親王ハ此ノ使命ヲ果サムカ為メニ去ル七月十二日北京ヲ発程セラレタリ

第一条 乙

清国政府ハ故男爵「フォン・ケツテレル」閣下虐殺ノ地点ニ於テ死者ノ官位ニ適合シ且羅甸語、独国語、清国語ヲ以テ右殺害ニ関シ清国皇帝陛下ノ惋惜ヲ表スルノ銘誌ヲ有スル紀念碑ヲ建設スヘキコトヲ声明シタリ

清国全權委員閣下ハ去ル七月二十二日ノ書簡附屬書第三号ヲ以テ道路全幅ノ牌坊ヲ該地点ニ建設スルコト及去ル六月二十五日ヨリ其ノ工事ニ著手シタルコトヲ独逸国全權委員閣下ニ通知シタリ

第二条 甲

千九百一年二月十三日及二十一日ノ各上諭附屬書第四号第五号第六号ヲ以テ外国政府及外国臣民ニ対スル非企及罪惡ノ首犯者ニ左ノ刑罰ヲ科

シタリ

端郡王載漪及輔国公載瀾ハ斬監候ニ処セラレタリ而シテ若皇帝ニ於テ之ニ恩典ヲ加ヘ死ヲ免カレシムヘシトノ勸慮アルトキハ之ヲ新疆ニ遠調シテ永久禁錮ニ処シ何等減刑ノ恩典ヲ加フルコト無カルヘキ旨約定セラレタリ

莊親王載勛、都察院左都御史英年及刑部尚書趙舒翹ハ自尽ノ刑ニ処セラレタリ

山西巡撫毓賢、礼部尚書啓秀及前刑部左侍郎徐承煜ハ死刑ニ処セラレタリ

吏部尚書協辦大學士剛毅大學士徐桐及前四川總督李秉衡ハ官位追奪ヲ宣告セラレタリ

千九百一年二月十三日ノ上諭附屬書第七号ヲ以テ昨年ニ於ケル最モ憎ムヘキ國際公法違反ノ行為ニ反對シ之カ為メニ生命ヲ奪ハレタル兵部尚書徐用儀戸部尚書立山、吏部左侍郎許景澄、内閣學士聯元及太常寺卿袁昶ノ官位ヲ復セラレタリ

莊親王ハ千九百一年二月二十一日英年及趙舒翹ハ二十四日ニ自殺シ毓賢ハ二十二日啓秀及徐承煜ハ二十六日ニ死刑ヲ執行セラレタリ

甘肅提督董福祥ハ後日ヲ待テ其ノ刑罰ヲ確定スヘキモノトシテ先ツ二月十三日ノ上諭ヲ以テ其ノ官職ヲ奪ハレタリ

千九百一年四月二十九日及八月十九日ノ各上諭ヲ以テ昨年夏季ニ於ケル非企及罪惡ノ有罪者ト認メタル地方官吏ニ各自相当ノ刑罰ヲ科セラレタリ

第二条 乙

千九百一年八月十九日ノ上諭附屬書第八号ヲ以テ外国人力虐殺セラレ若ハ虐待セラレタル各市府ニ於テ五箇年間科挙ノ停止ヲ命セラレタリ

第三条

第二節 善後折衝

第七章 駐清公使時代

故日本国公使館書記生杉山氏ノ虐殺ニ対シ名譽アル補償ヲ為スカ為メニ清国皇帝陛下ハ千九百一年六月十八日ノ上諭 附屬書 第九号 ヲ以テ戸部侍郎那桐ヲ特使ニ任シ杉山氏虐殺ノ件ニ対スル清国皇帝陛下及其ノ政府ノ惋惜ノ意ヲ日本国皇帝陛下ニ致スヘキコトヲ特ニ命セラレタリ

第四条

清国政府ハ外国若ハ各国共同墓地ニシテ汚濁セラレ又ハ墓ノ所在墳墓ノ破壊セラレタルモノニハ各贖罪ノ紀念牌ヲ建設スルコトヲ約シタリ依テ關係公使館ハ右建設ニ関シ指示ヲ与フヘク清国ハ其ノ一切ノ費用ヲ支払フヘキコトニ列国代表者トノ協議商定ヲ経タリ而シテ此ノ費用ハ北京及其ノ近傍ノ墓地ニ対シテハ各一万兩地方ノ墓地ニ対シテハ各五千兩ト予算シ該金額ハ支出ヲ了セラレタリ茲ニ其ノ墓地表ヲ添附ス 附屬書 第十号

第五条

清国ハ兵器、彈藥及専ラ兵器、彈藥ノ製造ニ使用セラルヘキ材料ヲ清国版図内ニ輸入スルノ禁止ヲ承諾シタリ而シテ二箇年間該輸入ヲ禁止スルヲメ八月二十五日ノ上諭 附屬書 第十一号 ヲ發布セラレタリ嗣後尙ホ列国ニ於テ之ヲ必要ト認ムル場合ニハ更ニ上諭ヲ以テ前記ノ期限ヲ引続キ二箇年宛延長スルコトヲ得

第六条

清国皇帝陛下ハ千九百一年五月二十九日ノ上諭 附屬書 第十二号 ヲ以テ列国ニ四億五千万海關兩ノ償金ヲ支払フコトヲ約諾セラレタリ此ノ金額ハ即千九百一年十二月二十二日ノ連名公書第六條ニ指定シタル国家、団体、個人及清国人ニ対スル償金ノ総額ヲ表示スルモノ

(甲) 此ノ四億五千万兩ハ左ニ示スカ如キ海關兩ノ列国金貨ニ対スル相場ニ基キ計算シタル金貨償ヲ組成スルモノトス

一 海關兩ハ

三、〇五五 「マルク」

三、五九五 奧洪國「クウロンス」

〇、七四二 金 弗

三、七五〇 「フランク」

〇、三志〇 片

一、四〇七 円

一、七九六 蘭國「フロレン」

一、四二二 金「ルーブル」(品位一七、四二四「ドリア」)

ニ相当ス

清国ハ右金貨償額ニ年四分ノ利子ヲ附シ別紙償還表 附屬書 第十三号 ニ示セル条件ニ從ヒ三十九箇年ヲ以テ其ノ元金ヲ支払フ、キモノトス

ス

元金及利子ノ支払ハ金貨ヲ以テスルカ若ハ各支払期日ニ於ケル為換相場ヲ以テスヘシ

元金償還ハ千九百二年一月一日ニ始マリ千九百四十年ノ末ニ終ル償還金ハ毎年之ヲ支払フヘキモノトシ其ノ第一回ノ払込期限ヲ千九百三年一月一日ト定ム

利子ハ千九百一年七月一日ヨリ起算ス然レトモ清国政府ハ千九百一年十二月三十一日ニ終ル第一期六箇月分ノ利子ヲ千九百二年一月一日以後三箇年ノ期限内ニ支払フコトヲ得但右延期額ニ対シテハ年四分ノ重利ヲ附スヘキモノトス

利子ハ六箇月毎ニ支払フヘキモノトシ其ノ第一回ノ払込期限ヲ千九百二年七月一日ト定ム

第二節 善後折衝

(乙) 公債支払ハ左記ノ方法ニ依リ上海ニ於テ之ヲ行フヘシ

列國ハ各一名ノ委員ニ依リテ銀行者委員會ニ代表セララルヘシ該委員會ハ特ニ之カ為メニ指定セラレタル清國官吏ヨリ利子及元金ノ支払ヲ受ケ之ヲ各關係者ニ配分シ且之ニ對シテ領收証ヲ交付スヘキ任務ヲ有スルモノトス

(丙) 清國政府ハ北京駐劄筆頭公使ニ償金總額ニ對スル一ノ債券ヲ交付スベシ而シテ右債券ハ追テ特ニ之カ為メニ指定セラレタル清國政府委員ノ記名セル小額債券ニ交換セラルヘキモノトス右ノ事務及債券ノ發行ニ關スル一切ノ事務ハ列國カ其ノ代表員ニ下スヘキ訓令ニ準シ前記委員會ニ於テ之ヲ処理スヘシ

(丁) 債券ノ支払ニ充テタル財源ヨリ生スル収入ハ毎月之ヲ委員會ニ交附スヘシ

(戊) 債券ノ担保ニ供セル財源ヲ列挙スルコト左ノ如シ

第一 新稅關ノ收入ヲ抵當トシタル旧外國債ノ利子及元金ヲ払ヒタル上存スル該收入ノ剰余金ニ海路輸入品ニ對シ現行稅率ヲ現實五分稅ニ引上クルヨリ生スヘキ收入ヲ加ヘタルモノ但外國ヨリ輸入ノ米、穀類、穀粉、金銀貨及金銀地金ヲ除クノ外從來無稅ニテ輸入セラルル各物品ハ總テ五分稅ヲ払フヘシ

第二 開港場ニ於テハ新稅關ノ管理ニ屬スル旧稅關ノ收入

第三 塩稅ノ收入總額但從來外國債ノ担保ニ充テラレタル分ヲ除ク

現行輸入稅率ヲ現實五分稅ニ引上ルコトハ下記ノ條件ヲ以テ承諾セラレタリ此ノ稅率引上ハ本議定書調印ノ日附ヨリ二箇月後ニ之ヲ實施シ而シテ右日附ヨリ遅クモ十日以内ニ運搬ノ途ニ上リタル商品ノ外其ノ適用ヲ免カルルコトヲ得サルモノトス

第一 從價ニテ徵收シ來レル輸入稅ハ為シ得ル限り且成ルヘク速ニ從量稅ニ改定スヘキモノトス此ノ改定ハ左ノ如クスヘシ即チ千八百九十七年、千八百九十八年及千八百九十九年ノ三箇年間ニ於ケル各商品陸上當時ノ平均價格換言スレハ輸入稅及雜費ヲ控除シタル市價ヲ以テ評價ノ基礎トス但右改定ノ結了ヲ見ルニ至ル迄ノ間ハ從價ニテ徵稅スルコト

第二 白河及黃浦江ノ水路ハ清國ノ經費分担ヲ以テ之ヲ改良スルコト

第七條

清國政府ハ各國公使館所在ノ區域ヲ以テ特ニ各國公使館ノ使用ニ充テ且全然公使館警察權ノ下ニ屬セシメタルモノト認メ該区域内ニ於テハ清國人ニ住居ノ權ヲ与ヘス且之ヲ防禦ノ狀態ニ置クヲ得ルコトヲ承諾シタリ此ノ區域ノ境界ハ別紙圖面附屬書ニ示ス如ク定メラレタリ即

西方ハ 一、二、三、四、五線

北方ハ 五、六、七、八、九、十線

東方ハ 「ケツテレル」街ノ十、十一、十二線

南方ハ 韓韜城壁ノ南址ニ循ヒ城壕ニ沿ツテ画シタル十二、一線

清國ハ千九百一年一月十六日ノ書簡ニ添附シタル議定書ヲ以テ各國カ其ノ公使館防禦ノ為メニ公使館所在区域内ニ常置護衛兵ヲ置クノ權利ヲ認メタリ

第八條

清國政府ハ大沽砲台並ニ北京ト海浜間ノ自由交通ヲ阻碍シ得ヘキ諸砲台ヲ削平セシムルコトヲ承諾シタリ而シテ右ニ關スル処置ハ實施セラレタリ

第九條

清國政府ハ千九百一年一月十六日ノ書簡ニ添附シタル議定書ヲ以テ各國カ首都海浜間ノ自由交通ヲ維持セムカ為メニ相互ノ協議ヲ以テ決定スヘキ各地点ヲ占領スルノ權利ヲ認メタリ即此ノ各國ノ占領スル地点ハ黃村、郎房、楊村、天津、軍糧城、塘沽、蘆台、唐山、灤州、昌黎、秦王島及山海關トス

第七章 駐清公使時代

第十条

清国政府ハ二箇年間地方ノ各市府ニ左記ノ上諭ヲ揭示公布スルコトヲ約諾シタリ

(甲) 排外的団体ニ加入スルコトヲ永久ニ禁止シ犯ス者ヲ死刑ニ処スル旨ヲ記載シタル千九百一年二月一日ノ上諭 附屬書第十五号

(乙) 有罪者ニ科シタル刑名ヲ列挙シタル千九百一年二月十三日、二月二十一日、四月二十九日及八月十九日ノ上諭

(丙) 外国人カ虐殺セラレ若ハ虐待セラレタル各市府ニ於テ科挙ヲ停止スル千九百一年八月十九日ノ上諭

(丁) 總督巡撫及各省各地方ノ官吏ハ各其ノ管轄内ニ於ケル秩序ニ対シテ職責ヲ有スヘク且排外的紛擾ノ再発並ニ其他条約違反ノ事アルニ当リ直チニ之ヲ鎮定セス又ハ其ノ犯罪者ヲ処罰セサル場合ニハ該官吏ハ直チニ罷免セラルヘク且新官職ニ任命セラレ若ハ新名譽ヲ享受スルコト能ハサルヘキ旨ヲ宣言シタル千九百一年二月一日ノ上諭 附屬書第十六号

以上ノ上諭ハ全帝国内ニ漸次揭示セラレツツアリ

第十一条

清国政府ハ外国政府カ有用ト認ムル通商及航海条約ノ修正並ニ通商上ノ關係ヲ便利ナラシムル為メ其ノ他ノ通商事項ニ関シ商議スヘキコトヲ約諾シタリ

清国政府ハ償金ニ関スル第六条中ノ規定ニ基キ今ヨリ左記ノ如ク白河及黄浦江水路ノ改良ニ協力スルコトヲ約諾シタリ

(甲) 千八百九十八年清国政府ノ協同ヲ以テ創始セラレタル白河航路ノ改良工事ハ各国委員ノ管理ノ下ニ再興セラレタリ天津ニ於ケル行政ノ清国政府ニ返還セラレタル上ハ清国政府ハ直チニ自己ノ代表者ヲ該委員ニ加フルコトヲ得ヘク且工事ノ維持費トシテ毎年六万兩ヲ支出スヘシ

(乙) 黄浦江更正及其水路改良工事ノ指揮監督ヲ掌ルヘキ水路局ヲ設置ス

該局ハ上海ノ海路貿易ニ於ケル清国政府ノ利益ト外國人ノ利益トヲ代表スル委員ヲ以テ組織ス經營ノ事業及一般ノ事務ニ必要ナル費用ハ最初二十箇年間ハ毎年四十六万兩ト見積リ清国政府ト關係者タル外國人トニ於テ各其ノ半額ヲ支出スヘシ水路局ノ組織、職權及收入等ニ関スル細則ハ附屬書中ニ之ヲ記載ス 附屬書第十七号

第十二条

千九百一年七月二十四日ノ上諭 附屬書第十八号 ヲ以テ列国ノ指定シタル旨趣ニ因リ外交事務衙門タル總理衙門ヲ改革セラレタリ即總理衙門ヲ外務部ト改メテ他ノ六部ノ上位ニ置クコトト為シ而シテ又前記ノ上諭ヲ以テ外務部ノ主要ナル官吏ヲ任命セラレタリ

外國代表者ノ謁見ニ関スル宮廷ノ礼式ニ関シテモ亦既ニ商定ヲ經タリ此ノ件ニ関スル清国全權委員ノ書簡數通アリ別紙覽書ニ其ノ要点ヲ摘載ス 附屬書第十九号

終リニ前記ノ各宣言及列国全權委員ヨリ発シタル附屬文書ニ関シテハ仏文ヲ以テ憑ト為スコトヲ特ニ約定ス

斯ノ如ク清国政府ハ列国ノ満足スル如ク千九百一年十二月二十二日ノ連名公書ニ列挙セラレタル各条件ニ遵応シタルヲ以テ列国ハ千九百一年夏季ノ騷擾ヨリ発生シタル状態ノ終止ニ至ラムコトノ清国ノ希望ヲ承允シタリ之ニ因テ列国全權委員ハ第七条ニ記載シタル公使館護衛兵ヲ除キ千九百一年九月十七日ヲ以テ北京ヨリ全然列国軍隊ヲ撤退シ又第九条ニ記載シタル地点ヲ除キ同年九月二十二日ヲ以テ直隸省ヨリ撤兵スヘキコトヲ其ノ各自ノ政府ノ名ヲ以テ茲ニ宣言ス

本最終議定書ハ同文十二通ヲ作り各締盟国全權委員之ニ署名シ列国全權委員ニ一通宛ヲ交付シ清国全權委員ニ一通ヲ交付ス

千九百一年九月七日北京ニ於テ

第二節 善後折衝

ア . ム シ ム (署名)

エム・チカン	(署名)
ジュース・タンス	(署名)
ベ・ジ・ド・コロガン	(署名)
ダブリユー・ダブリユー・ロツクヒル	(署名)
ボウ	(署名)
アーネスト・サトウ	(署名)
サルヴァゴ・ラツジ	(署名)
小村 壽太郎	(署名)
エフ・エム・クノーベル	(署名)
エム・ド・ギールス	(署名)
突 劬	(署名)
李 鴻章	(署名)

(附屬書は略す)

義和団は複雑な政治的色彩を持つてゐるが、其の根底は列強の飽くなき帝國主義的侵略に対する民衆の反抗的暴動であり、その鎮圧に際し最も強力な先鋒となり、更に最も忠実に列強の方針に随従することに依つて、日本は始めて列強と対等の立場を獲得し世界の舞台に登場するに到り愈々極東の憲兵としての實力を買われたのであつた。

かくして北清事變の善後外交の結晶である十二カ条の講和条件は八月十五日をもつて全部議了し、翌十六日筆頭公

使からこれを清国委員に交附し、清帝は同月二十八日をもつて調印允許の上諭を發し、九月七日、すなわち小村の北京を發し歸朝の途に就いた前々日、清国委員及び各国代表者相会して最終議定書に記名調印を了し、これにより北清事變は大段落を告げた。義和団事件に際し極東の政局に頗る重大な事態の發生したのは外でもない、露国の諺詐的外交と侵略的活動がそれである。露国は北清事變以来、清国に於けるその態度に於て三面の遭別けを演じた。すなわち一は聯合与国との協調的態度、二は独り密かに款を清国に通ずる售恩的態度、三は北清の混乱に乗じて己滿洲の支配者たらしめる火事泥的態度である。極東の運命を賭したいわゆる滿洲問題は実にその端をここに發した。